

予防接種一覧表

☆令和6年4月4日改定

予防接種名	対象者（標準的接種期間に実施するのが望ましいが、法律に定められた対象者について公費負担をする。）		ワクチン	接種回数	間隔	接種方法 接種量	実施時期	備考	
	標準的接種期間	公費負担期限							
ロタウイルス感染症	初回接種は生後2月から生後14週6日に至るまで	生後6週0日後から24週0日後までの間にある者	経口弱毒生ヒト ロタウイルスワクチン (ロタリックス)	2回	27日以上	経口 1.5mL	通年	初回と2回目以降の接種ワクチンの種類が異なる場合、原則に よることができないやむを得ない事情があると当該市町村長が 認める場合は、次に上げる方法で接種することができる。 ア：経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを1回経口投与した 後、第1回目の経口投与から27日以上の間隔において、五価経 口弱毒生ロタウイルスワクチンを27日以上の間隔において2回 経口投与する。 イ：五価経口所功德生ロタウイルスワクチンを1回経口投与し た後、第1回目の経口投与から27日以上の間隔において、経口 弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを27日以上の間隔において2 回経口投与する。 ウ：五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを2回経口投与した 後、第2回目の経口投与から27日以上の間隔において、経口弱 毒生ヒトロタウイルスワクチンを1回投与する。	
		出生6週0日後から32週0日後までの間にある者	5価経口弱毒生ロタ ウイルスワクチン (ロタテック)	3回		経口 2mL			
五種混合（第1期） ※ジフテリア・百日せき・破傷 風・急性灰白髄炎・ヒブ 令和6年4月から開始	初回	生後2月から7月に至るま で	DPT - IPV-H i b	3回	20日以上 (標準的には20～56日)	皮下又は 筋肉 0.5mL	通年	①五種混合で接種を始めたなら、途中から四種混合に変更できない。 ②同じワクチンを使用する。	
	追加	初回3回目終了後、6月か ら18月に達するまで		1回	初回接種終了後、 6月以上経過した時期				
ヒブ	接種開始： 生後2月から生後 7月に至るまで	初回	乾燥ヘモフィルス b型ワクチン	3回	27日以上 (標準的には27～56日)	皮下 0.5mL	通年	初回2回目及び3回目の接種は、生後12月に至るまでに行うこ ととし、それを超えた場合には行わないこと。 この場合も追加接種は可能であるが、初回接種に係る最期の注 射終了後、27日以上の間隔を置いて1回行うこと。	
		追加		1回	初回接種に係る最後 の注射終了後7月以上 (標準的には7～13月)				
	接種開始： 生後7月に至った 日の翌日から生後 12月に至るまで	初回		初回接種開始は生後2月か ら生後7月に至るまで	2回				27日以上 (標準的には27～56日)
		追加			1回				初回接種に係る最後 の注射終了後7月以上 (標準的には7月～13月)
接種開始： 生後12月に至った日の翌日から 生後60月に至るまで			1回	—	—				
四種混合（第1期） ※ジフテリア・百日せき・破傷 風・急性灰白髄炎	初回	生後2月から12月に至るま で	DPT - IPV	3回	20日以上 (標準的には20～56日)	皮下 0.5mL	通年	罹患した疾病に対するワクチンを含む混合ワクチンの使用を可 能とする。 四種混合で接種を始めたなら、途中から五種混合に変更できない。	
	追加	初回3回目終了後、12月か ら18月に達するまで		1回	初回接種終了後、 6月以上経過した時期				
小児用 肺炎球菌	接種開始： 生後2月から生後 7月に至るまで	初回	PCV15：沈降15価肺炎球 菌結合型ワクチン (バクニユバンス) 令和6年4月から開始 又は PCV13：沈降13価肺炎球菌 結合型ワクチン (プレベナー13)	3回	27日以上 (標準的には生後12月ま でに3回完了)	15価：皮 下又は筋 肉0.5mL 13価：皮 下0.5mL	通年	①初回2回目及び3回目の接種は、生後24月に至るまでに行う こととし、それを超えた場合には行わないこと。 ②初回2回目の接種が生後12月を超えた場合、初回3回目の接 種は行わないこと。①②いずれの場合も追加接種は可能。 ※PCV13で接種を開始後、途中でPCV15による接種に切り替え る場合は、残りの接種回数をPCV15で接種する。	
		追加		1回	初回3回目接種後、60日 以上経過し、かつ生後12月 に至った日以降の時期				
	接種開始： 生後7月に至った 日の翌日から生後 12月に至るまで	初回		初回接種開始は生後2月か ら生後7月に至るまで	2回				27日以上 (標準的には生後12月ま でに2回完了)
		追加			1回				初回2回目接種後、60日 以上経過し、かつ生後12月 に至った日以降の時期
	接種開始： 生後12月に至った日の翌日から 生後24月に至るまで				2回				60日以上
	接種開始： 生後24月に至った日の翌日から 生後60月に至るまで				1回				—

予防接種名	対象者（標準的接種期間に実施するのが望ましいが、法律に定められた対象者について公費負担をする。）		ワクチン	接種回数	間隔	接種方法 接種量	実施時期	備考
	標準的接種期間	公費負担期限						
B型肝炎	生後2月に至った時から生後9月に至るまで	生後12月に至るまで	組換え沈降 B型肝炎ワクチン	3回	27日以上の間隔を置いて2回、1回目の接種から139日以上の間隔を置いて1回	皮下 0.25mL	通年	①HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者を対象者から除くこと。 ②任意接種として既にB型肝炎ワクチンの接種を受けたことがある者は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなし、以降の接種を行う。 ③実施要領12により接種を行う際、接種開始時に10歳以上である者の接種量は0.5mlとすること。
BCG	生後5月から8月に至るまで	生後12月に至るまで	BCG	1回	—	所定 ^ホ 1 滴下 経皮接種	通年	—
麻しん風しん	第1期	生後12月から24月に至るまで	MR 又はM 又はR	1回	—	皮下 0.5mL	通年	<単抗原ワクチンを接種する場合について> ①過去に、麻しんまたは風しんに罹患して希望する場合 ②対象期間中に、単抗原ワクチンを接種したため混合ワクチンの対象外となった場合 ③保護者が単抗原ワクチンの接種を希望する場合
	第2期	5歳から7歳に至るまでの間の者で、かつ、小学校就学前1年間にある者		1回	—			
水痘	初回	生後12月から15月に至るまで	乾燥弱毒性 水痘ワクチン	1回	—	皮下 0.5mL	通年	①既に水痘に罹患したことがある者は接種対象外とする。 ②任意接種として既に水痘ワクチンの接種を受けたことがある者は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなす。
	追加	初回終了後、6月から12月に至るまで		1回	初回接種終了後、3月以上経過した時期			
日本脳炎	第1期	初回	乾燥細胞培養 日本脳炎ワクチン	2回	6日以上 (標準的には6～28日)	3歳以上 … 皮下0.5mL	通年	【積極的勧奨対象者】 ◎第1期について 3～4歳は積極的勧奨とする。 ◎第2期について 平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれの者（小学4年生相当年齢の者）、平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの者（高校3年生相当年齢の者）に対しては、積極的勧奨をする。 【特例措置対象者】 ①平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの者は、20歳未満の間、定期接種として接種できる。 ②第2期の接種は1期を終えた9歳以上の対象者に接種する。
		追加		4歳から5歳に至るまで	1回	初回接種終了後、6月以上経過した時期 (標準的には6月～概ね1年)		
	第2期	9歳から10歳に至るまで	1回	※特例対象者の場合は、第1期追加接種後、6日以上経過した時期	皮下 0.5mL			
二種混合(第2期) ※ジフテリア・破傷風	11歳から13歳に至るまで	左に同じ	DT	1回	—	皮下 0.1mL	通年	罹患した疾病に対するワクチンを含む混合ワクチンの使用を可能とする。平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれの者（小学6年生相当年齢の者）に対しては、積極的勧奨をする。
子宮頸がん予防	中学1年生に相当する年齢の女子	①小学6年生から高校1年生に相当する年齢の女子 →平成20年4月2日～平成25年4月1日生 ②キャッチアップ接種対象者 →平成9年4月2日～平成20年4月1日生	組換え沈降2価 ヒトパピローマ様 粒子ワクチン (サーバリックス)	3回	2回目：1回目の接種から、1月の間隔をおく 3回目：1回目の接種から、6月の間隔を置いて1回	筋肉内 0.5mL	通年	サーバリックスとガーダシルの互換性に関する安全性、免疫原性、有効性のデータがないため、接種途中でのワクチン種類変更は不可とする。初回に接種したワクチンの接種法に基づき接種完了すること。 <左に記した接種間隔をとることができない場合について> ◎2価：1月以上の間隔を置いて2回行った後、1回目の注射から5月以上、かつ2回目の注射から2月半以上の間隔を置いて1回行う。 ◎4価：1月以上の間隔を置いて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔を置いて1回行う。 ◎9価について <※注1について> 但し、当該方法をとることができない場合は、5月以上の間隔を置いて2回行う。5月未満の際は、3回目の接種が必要になる。 <※注2について> 但し、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔を置いて2回行った後、2回目の接種から3月以上の間隔を置いて1回行う。
			組換え沈降4価 ヒトパピローマ様 粒子ワクチン (ガーダシル)	3回	2回目：1回目の接種から、2月の間隔をおく 3回目：1回目の接種から、6月の間隔を置いて1回			
			組換え沈降9価 ヒトパピローマ様 粒子ワクチン (シルガード)	1回目の接種時年齢 15歳未満 の場合 2回	2回目：1回目の接種から、6月の間隔をおく (※注1)			
			1回目の接種時年齢 15歳以上 の場合 3回	(※注2) 2回目：1回目の接種から、2月の間隔をおく 3回目：1回目の接種から、6月の間隔を置いて1回				